

カナダにおける子の監護と宗教

——とくにオンタリオ州について——

村井衡平

目次

- 一 問題の提起
- 二 イギリスの事情
- 三 オンタリオ州—子の監護と宗教
- 四 結び

一 問題の提起

宗教的に無節操といわれるわれわれ日本人の家庭において、子を監護・養育するに当たり、両親と幼い子の宗教の問題がことさら正面からとり上げられる機会はほとんどないし、ましてそれが裁判上の争いとして注目を引く事態

カナダにおける子の監護と宗教 村井

(三五三) 一二三

も余りみられない。監護者である父母が同じ宗教の信者として子を養育している限り、まさにその通りであろう。しかし、父母がそれぞれ信仰を異にし、それをめぐって意見の対立をきたし、あげくの果ては離婚への道をたどるとき、夫婦＝父母の信仰のちがいからくる荒波を幼い子がまともにうけてしまう。判例に現われたところでは、妻が創価学会またはエホバの証人に入信して活動を開始し、夫婦間の同居・協力・扶助の義務はもとより、子の監護・養育も放棄した結果、婚姻を継続し難い重大な事由と認定された事例が、最近にいたるまで十件前後みられる。

ところで、筆者はさきに、カナダのオンタリオ州について、「宗派を異にする養子縁組」の問題をとり上げ、縁組の際に当事者の宗教・宗派のちがいがどのような困難な事態を招来しているかを探つてみた。本稿では、これと別の角度から、子の監護・養育をめぐって父母それぞれの宗教がどのようにからんでくるのか、そしてその場合に、子の立場に立つてどのように妥当な解決がはかられているのか、具体的な事例をとり上げて検討してみたいと思う。そのためには、まず出発点として、イギリスのコモン・ローによる考え方を明確にしたのち、それが時代とともにどのように変化し、さらにそれをうけ継いだカナダの地—とくにオンタリオ州の裁判所の事例の中で、どのように展開されていったのか、順を追つて調べてみるとしよう。

一一 イギリスの事情

コモン・ローによれば、夫婦が未成年の子をもつとき、父は子について、母に優先してほとんど絶対的な監護権をもつっていた。イギリスの女王座裁判所は *The Queen v. Hawes* (一八六〇)⁽¹⁾ 事件で父の監護について、次のよ

うにのべていた。すなわち、「一般的な法則として、十六歳未満の女子の父は、法律上、彼女を監護する権利を与えてられている。そして、女子は、彼女自身をそこから脱け出させるために分別を行使できるような年令ではない。このような子を彼女の父の保護の及ばないところにおいている人は、たとえ子がそれに同意していても、人身保護令状による手続にもとづき、裁判所によつて、彼女を父の手にゆだねるべく命じられる」というのである。このように、父は子の監護について絶対的な権利をもつわけであるが、ときにはこの権利が消滅させられる事態も生じる。すなわち、父自身に重大な非行 (serious misconduct) があつたような場合に、その事実が立証されるならば、監護権を奪われる結果をきたすことになる。⁽²⁾ だが、このような事態の生じない限り、父の厳格な権利が継続することになる。当面の問題である子の監護と宗教の問題についても異なるところはない。

子の監護をめぐつて生じる問題の一つとして、父と母の宗教的な信条が同じであればよいが、それが異なるとき、子はいずれの宗教的信条のもとで監護・養育をうけるべきかが争いの的となる。父母がともにカトリックまたはプロテスタントであればよいが、そうでなく、別々の信条をもつとき、子が宗教をめぐる争いにまき込まれてしまう。この場合、やはり子の監護について父の機威が優先することになる。

ここで一つの事例をあげてみよう。一つは *Hawkesworth v. Hawkesworth* (⁽³⁾一八七一) 事件において、一八六二年に女の子が産まれたが、翌年に父が死亡し、彼の三度目の妻が残された。父はカトリックであり、母はプロテスタントであつて、父の死後、子をプロテスタントとして養育していた。父にはほかに三人の子がいたが、いずれもカトリックとして育てられていた。父は無遺言で死亡し、子がどのような宗教のもとで育てられ

るべきかについて、何も指示しなかった。父の遺産の管理について訴が提起され、裁判所によつて、子はカトリックの信条のもとで育てられるべき旨が命じられたので、母が控訴した。

裁判所はこれに對して、次のように判断し、母の控訴を斥けている。すなわち、子は八才半であり、カトリックの父はその子に洗礼をうけさせていた。父にはほかにも子がいるが、全員カトリックとして育てられている。子の宗教的教育について、父の側に何らかの無関心というものはいささかも見受けられなかつた。彼が生きておれば、子がプロテスタントとして育てられることを默認したであらうということは、何も認められない。裁判所または父の死後に子を監護する人は誰でも、子に關しては、父の宗教を神聖なものとして考慮しなければならない。そして、きわめて特別な事情のない限り、子は父の宗教的信条——たとえそれがどのような宗教であるにしても——のもとで育てられるべきだというのである。

ここでは母がプロテスタントとして、父の死後、子を自分と同じプロテスタントの信条のもとで養育しているにかかわらず、父がカトリックであったという理由のみで、しかも父が子の教育について、宗教的なことを何も遺言していなかつたとしても、やはり父の宗教的信条を尊重し、子も父と同じ宗教のもとで養育すべきことを要求するわけであり、子の監護をめぐる父の權威を重視するにほかならない。

もう一つ *Andrews v. Salt* (一八七三)⁽⁴⁾ 事件がみられる。この事件において、女子の父はカトリック、母はプロテスタントであった。婚姻時に彼等は、「男はカトリック、女子はプロテスタントとして養育する」旨の合意をした。子はイギリス教会で洗礼をうけた。彼女が産まれたとき、父は病氣で不在であったが、子の洗礼について母

から手紙をうけ取った。彼はカトリックの僧を母の許に送るといつたが、これは実行されなかつた。子はプロテスタンントとして洗礼をうけた。父が一九六三年二月に死亡したとき、子は九ヶ月であつたが、彼は子の扶養に必要な財産を何も残さなかつた。死の数日前、彼は遺言を書き、子はカトリックの信条のもとで養育すべきことを命じ、さらにカトリックである彼の兄を子の監護者に指名した。彼の死後、監護者となつた父の兄は、子が母および彼女の家族のもとに留まり、九才近くまで彼等によつてプロテスタンントとして養育されることを許してゐたが、その後、子を彼の手許にひき渡すよう求めた。長い議論ののち、兄が女王座裁判所に人身保護令状を求めた。これに対し、母が大法官裁判所に差止命令 (injunction) を請求し、それが認められたので、兄が控訴した。

裁判所はこれに対し、次のような理由で差止命令を容認している。すなわち、本件のような事情のもとで、大法官裁判所は、監護者が彼の法律上の権限行使するのを直ちに禁止すべきである。子は愛情をもつて養育されなければならない。そして、子は彼等の親切さをすでに経験している人々の愛情のもとにゆだねられるべきである。このことは、宗教的な問題であつても異なるところはない。父は女子がプロテスタンントとして養育されるべきことを約束したし、この約束は異議をとなえられることなく、または重大な反対なしに、子が九才に達するまで実行されてきているからだというのである。

ここでは、子が産まれて九ヵ月頃から九才近くまで、プロテスタンントである母の手許で育てられたが、父の遺言で子の監護者とされた父の兄が、九年近くを経過したのち、突然に監護者として子の引渡しを求めた。この請求が認められるならば、感受性の強い幼児時代をプロテスタンントの信条のもとで過してきた子に、急にカトリックに変

わることを強制するという、子にとつてきわめて残酷な事態を生じさせることになる。一般的にいえば、カトリックの方がプロテスタントよりも、あらゆる面で厳格であるから、この点からみて、子の幸せのために大きな障礙となる。つまり、この場合は、子がすでに九年間もプロテスタンントの信条のもとで養育されてきたという事実をそのまま認めないと、子の幸にとつて望ましいことにならう。

といふや、この当時、ロマン・ローも衡平法も、両親に彼等の子の地位にふさわしい教育をうけさせる義務は認めるけれども、それを強制する法律上の手段を何も設けていなかつた。一八七六年の「初等教育法」(The Elementary Education Act)によつてはじめて、すべての親は、彼等の子に読み、書き、計算のための効果のある初步的な教育をうけるように保証する義務を負わされたことになつた。⁽⁶⁾これまで子の監護と宗教をめぐらべつかの事例はみられたが、ここにいたつても、親が子をある宗教的な信条のもとに養育する権利とか義務を法律上で明文をもつて規定するのではない。だが、降つて、一八九一年の「子の監護に関する法律を修正する法律」(An Act to amend the Law relating to the custody of children)の第四条によれば、子の監護と宗教に関連してはじめ、次のように規定してある。すなわち、「子の身柄の提供または監護に関する親の請求にとづき、裁判所の意見によれば……親は子がその（親）の宗教のもとで養育されるべきことを要求する法律上の権利をもつが、子がそれとちがつた宗教のもとで養育されていると判断するととき、裁判所は、子がその（親）の宗教のもとで養育されるべきことを要求する法律上の権利をもつことを確証するために適切と判断する命令をなす権利をもつものとする」というのである。つまり、現に子がそれによつて養育されている宗教的な信条が親の希望するものと異なるとき、

親の意思が優先するに定めたものと思われる。だが、両親が別々の宗教的信条をもつておられるのかないし、何も触れないだ。

- (1) E. R. Q. B. vol. 121. p. 457.
- (2) D. K. Klein, Family Law Awards in Canada. p. 190 (1987)
- (3) L. R. Chancery Appeal cases. vol. 6. p. 539. (1871)
- (4) L. R. op. cit. vol. 8. p. 622. (1873)
- (5) P. M. Bromley, Family Law. p. 273. (1987)
- (6) Statute at Large. 54-55 vict. pp. 1-2. (1891)

III カナダ州一州の監護と宗教

モン・ローを基本的な原則として継承したカナダ諸州において、前節にみたようなイギリスでの考え方を採用されるにいたるのも当然の成り行きといえよう。カナダ諸州において、子の宗教的な養育の問題は、イギリスと同じく経過を辿るといふにだる。いわばとくに、オンタリオ州の裁判所で実際に争われた事例を年代を追って調べてみるとわかる。といふや、子の宗教的な監護・養育を問題としてとり上げるとき、その背景をなすカナダの宗教をめぐる事情を知っておく必要があると思われる。カナダ建国後の最初に行われた国勢調査は一八七一年であつたが、これによれば、プロテスタントは全体の五六・六%で、そのうち聖公会が一三・六%，メソジストが一五・七%，組合教会が〇・六%，長老派が一五・六%，その他の教派が三・五%であり、他方でカトリックは四一

・六%を占める。これらのキリスト教に対し、ユダヤ教が一・二%、その他が九・〇%となっていた。つまり、キリスト教徒が全人口の八九・八%というわけで、しかもプロテスチントよりカトリックの方が優勢ということになる。もつとも、一九一五年にいたれば、メソジスト教会、組合教会、一部の長老派教会によって、合同教会が形成されるに至る⁽¹⁾。これからみていく判例も主として、カトリックとプロテスチントの争いにほかならない。

(1) 綾部恒雄「もつと知りたいカナダ」108頁(一九八九)

〔 Re Faulds (一九〇六) 事件⁽¹⁾ 〕の事件において、一八九八年に娘が三才になったとき、母が精神病のため入院が必要となり、トロントおよびロンドンの病院に三年間収容されていた。だが、一九〇一年九月にロンドンの病院で死亡した。その間、父がアメリカに行って不在のため、子は母方の祖母のもとで、プロテスチントとして育てられていた。妻の死後、帰国した父は同じカトリックのもとで子を養育することを望み、子の監護命令 (order for custody) を求めた。その理由として、①祖母は娘の養育に適していない、②娘は祖母のもとにずっと、彼女の死亡まで離れていた合意は何もない、③父は親権を放棄していない、④子自身、重要な宗教的信条をもつてゐるわけではない、⑤子は祖母よりも父のもとにいる方が、より良く監護・養育をうけることができる。⑥子は唯一の兄とともに父のもとで養育されるのが幸である旨を主張した。

祖母はこれに対し、①子の幸福、②父は子の養育に適していない、③父との間に、彼女が生きていける限り、子は彼女のものとし離れていたにについて合意がある。④子の宗教的信条、などを理由に反対した。

双方の右のような主張に対し、裁判所は次のように判断している。すなわち、子の福祉ということは、ある意味において至上のものであるが、一方で父の監護・養育も同様である。ただし、きわめて極端な場合に、子の保護のためにさけられないと判断するとき、裁判所はその権利に干渉しなければならない。兄と妹を別々にすることに、裁判所は大いに反対である。子を自分の宗教のもとで育てたいとする父の希望をかなえてやるのが裁判所の義務と考える。ただし、それを否定する強力な理由があるときは別であって、裁判所は、父の希望にさからつても、子の宗教的信条が干渉されるのを阻止する義務が存在する。しかし、本件において、そのような事情は見当らない。このようにして、裁判所は監護命令の請求を認容している。

ここで裁判所の認定したところをみると、六才になる子自身は、父の請求を審理するに当つて重要な要因として考慮することを必要とするようなはつきりした宗教的信条をもつてているわけではない。彼女は、プロテスタントが好きで、カトリックはきらいというが、これまで祖母の手でプロテスタントの雰囲気の中で養育されていたので、単にそれに慣れているため、これまでどちらがうカトリックはきらいと考えたのであるう。小さな子からは、このような考え方以上のものを期待するのは、もとより無理である。六才位の子自身は、宗教というものがどのようなものか、ほとんど知つてはいない。知つた上でカトリックかプロテスタントかという宗教的な選択をしているわけではない。そうだとすれば、結局、自分の信仰するカトリックの信条のもとで子を養育したいという父の希望をかなえてやるのが、ひいては子の幸せに結びつくことになるのではないか。

ところで、一般的な子の監護の問題についてみれば、(Re Scarth (一九一六) 事件)⁽²⁾において、裁判所は次のようにカナダにおける子の監護と宗教 村井

にのべていた。すなわち、子の監護の問題について、両親の希望が相反するとき、裁判所は、父のもつ実際上の非常に古い支配権を考慮に入れながら、どうかが子の監護権をもつべきかを決定しなければならない。ただし、父が彼の非行を理由に監護権を奪われたときはの限りでない」というのである。この当時、一九一四年の「児童保護法」⁽³⁾ 「The Children's Protection Act」の第二一七条・四項によれば、「一方の親が子の監護をすべきでなく。子は、子を養育するのを要求する法律上の権利をもつて親の宗教とは別の宗教のもとで養育されるべきであると判断するとき、裁判官は、子がその宗教のもとで養育されるのを保障するために適切と考える命令をなす権限を有するものとする」旨を定めている。したがって、例外的な事情で、父に責任を負わせるのが不当・不合理と考えられるときは別として、実際には父が母に優先して監護権をもつことになり、子の宗教的な養育についても同じである。つまり、裁判所は、せんとして、父に第一次の監護権を与える、母に対する父の優先権を排除することはしなかつた。しかし、時の経過につれ、裁判所は、父が監護権を行使するに当つて、宗教の問題も含めて子の福祉をはかり、それを増進するよう強く要請するにいたる。

- (一) O. L. R. vol. XII. p. 245. (1906)
- (二) O. L. R. vol. XXXV. p. 312. (1916)
- (三) R. S. O. 1914. vo. 2. p. 3100. (1914)

〔1〕 Re Bigras (一九一九年) 事件⁽¹⁾ 事件において、カトリックである母が四人の子を残して死亡し、父は、

児童慈善協会に子の世話・監護および管理をゆだね、子が成年に達するまで協会を子の監護者とする目的として、「監護の譲渡」と題する書面を作成した。それによれば、「私は前記の子たちが善良で承認された家庭にゆだねられ、そこで親切に処遇され、プロテスタンントの信条のもとで養育されるべきことを命令する」という。子の父母はともにカトリックであったが、父は協会のサービスをうけるためにはそれが必要であると誤解して、書面ではプロテスタンントとして養育されることを望んだ。父の希望にそつて、子はプロテスタンントの家庭にゆだねられたが、父は子たちがカトリックの家庭に移されることを請求した。

裁判所はこれに対して、父がプロテスタンントの家庭に賠償として一定の金額を支払うことを条件として、カトリックの家庭に移することを容認している。

ここでは父の誤解が事件の原因をなしている。つまり、父自身はカトリックであるので、プロテスタンント系の児童慈善協会に子の世話を依頼するには、自分がカトリックであることを表に出すと希望を認めてもらえなくなると判断したのであろう。まさに誤解といってよい。父は最初から、子をカトリックの家庭で育ててもらうように希望すればよかつた。もっとも、現実に子をある期間養育してきたカトリックの家庭にとつては、父の誤解によって迷惑をうける結果となつており、裁判所はいわば迷惑料の支払いを父に命じ、それを条件として父の請求を認めたことになろう。

ところで、この当時、イギリスでは注目すべき現象があらわれている。前節にみたとおり、子をある宗教的な信条のもとで養育することを含め、ヨモン・ローは子の監護について父優位の厳格さを維持してきたが、このような

厳格なまゝの維持であるがたい。それを緩和すべく、大法官裁判所は時の経過に依りて、子の監護および養育の問題に關する、「子の最善の利益」(Best interest of the child) が考慮に入れられるべきであるといふ衡平法上の法則を發展せしむるに至つた。そこで、一九二五年の「未成年者の保護・監護および婚姻に関する法律を修正する法律」(An Act to amend the Law with respect of the Guardianship, Custody and Marriage of Infants) の第一條⁽¹⁾によれば、「……裁判所は、子の監護および養育の問題を決定するに當て、子の福祉が最高(the first) かつ至高(paramount) の重要性をもつものとして考慮すべきものとする」と定めていた。このようにみづへぬるが、親は彼等の子の監護と関連して、宗教的な養育を行うけれども権利はあつたかも知れないが、それが親の義務として課せられた事情は全くあらわれていない。そして、その権利を行使するに当つては、何よりも、子の最善の利益を考慮する事が強く要請されるにいたつた事情を知ることがやあい。このような事情を折り込みながら、再びオンタリオ州の事情へ戻れば、早速、イギリスの判例の示した見解が採用されてくることを発見できる。

(一) O. L. R. vol. Lv, p.57 (1923)

(a) The Statutes Revised. 1924-1925. p. 566. (1925)

〔1〕 Re Laurin (一九一七) 事件⁽²⁾の事件において、夫婦ともカトリックの夫婦には、四人の子があった。父は一九一三五年五月に死んでしまった。四人の子は教会で洗礼を受け、カトリックとして養育された。夫婦には何の財産

もなく、もとより遺言もなかつた。父の死後、母はカトリックの信仰をして、子とともに数年間、彼女が死亡するまで、プロテスタント教会に出席していた。母の死後、四人の子は教会のメンバーによつて養育され、プロテスターントの学校に通つていていた。子はそれぞれ十五才、十二才、一〇才、七才であつて、年上の一人の子は、母の選んだ宗教的信条に親しんでいた。子の親族は、父方、母方ともにカトリックであつて、彼等の一人が彼女を四人の子の監護者とする命令を請求した。

裁判所はこれに対し、子の福祉を充分に考慮しなければならないから、彼等はプロテスターントの会衆(congregation)の監督のもとに養育されることを許されるべきであるとして、請求を斥けたので、親族が控訴した。だが、控訴は認められていない。

ここで裁判所が子にとって何が最善の利益であるかを考慮したことはまちがいなかろう。子の監護を請求した親族の一人は、請求の理由として、子は彼等の父の宗教のもとで育てられるべきだというのが大原則である旨を主張していた。つまり、すでに死亡しているが、父はカトリックであったから、母がその後にプロテスターントに改宗して、現実に子をプロテスターントの信条のもとで養育していくというような事情は一切考慮すべきでないというわけであろう。だが、このような主張は、子の最善の利益という考慮に道を譲らなければならぬ。実際に四人の子のうち年上の二人は、すでにプロテスターントの信条になれ親しんでいるという。このような事情を無視することは、まさに子の最善の利益に反すると思われる。

(一) O. L. R. vol. LX. p. 409. (1927)

四 Re Maher (一九三一) 事件⁽¹⁾ この事件において、夫婦は一九〇三年四月に婚姻したが、その前後に一人ずつ子が産まれた。したがって、最初の子は非嫡出子であった。父はカトリック、母はイングリカンである。父は一九〇七年八月二十六日に死亡し、母はその後、現在の夫と再婚した。父が病気中、母と子は母の姉(カトリック)と生活をともにしていた。父は一九〇七年七月三十一日に、児童慈善協会で一般に使用されている形式の文書を作成し、自分が病気であり、生活費をかせぐことができないので、子をカトリックの慈善協会に託している旨を表明した。しかし、母はこれを無視して、子の監護を継続していた。

ところで、母は一九〇八年に偽造罪(forgery)で有罪判決をうけ、三十日間拘禁された。再婚した夫は酒飲みで、家族は貧しさの極に達した。その結果、子の監護に関して輕犯罪裁判所(polic court)で手続が開始されたことになった。トロントに少年裁判所(juvenile court)が創設され、手続は該裁判所に係属することになった。そして、子は協会の手にゆだねられた。しばらくして、一九一一年十月十三日に母は窃盜罪で逮捕され、六十日間拘禁され、翌年十二月三日に釈放された。その後、母は改心し、協会より子の身柄の引渡しをうけ、自分の手で監護すべく申し出た。高等裁判所(high court)は、十才と十一才の子の福祉について、母のもとで監護されるのが最善であると認め、協会に対して、人身保護令状にもとづいて子を母に引渡すよう命じている。

ところでは母がプロテスチヤントである母の姉のもとで養育されていたから、母が子を監護することになれば、子にとっては宗教的な事情が一変することになるにもかかわらず、裁判所は、子を母の手許に引渡すについて、何の条件もつけていないことに注目したい。子が十才と十一才という年少であって、現

実際に自分の判断でカトリックかプロテスタントかという、宗教的な選択をするのを期待できないとき、裁判所としては、実の母に子の監護をゆだねることが子の利益にとって最適であり、宗教的信条の問題については、とくに考慮する必要がないと判断したものと思われる。

(一) O. L. R. vol. XXVIII. p. 419. (1913)

〔四〕 De Laurier v. Jackson (一九三一四) 事件⁽¹⁾ この事件において、いずれもカトリックである父母の間に一九二一〇年七月に子が産まれた。その後、母は結核にかかり、サナトリウムに入院を命じられ、子はカトリック福祉事務所の手を経て、プロテスタンントの養父のもとに引き取られた。しばらくはトロント市、その後は福祉事務所が扶養料を支払っていたが、その支払が止まつた。そこで、父は週に四ドル支払う旨を合意した。父の言によれば、子は充分に世話をされているという。数週間後、父は支払不能となり、養父と子を取り戻すことについて協議した。だが、養父は子をつれて他所に移つてしまつた。その後、養父がトロントに戻ってきたので、父は一九二七年八月に養父に対して、自分はお金を支払うことはできないが、子を取り戻したい旨を告げた。もともと、彼は酒類取締法違反で二ヵ月間拘禁されたことがあつた。彼は人身保護令状を請求したが、認められなかつたので、カナダ最高裁判所に上告した。

裁判所はこれに対しても、次のように判断している。すなわち、父の希望についてはもちろん、すべての場合に正当な考慮が払われなければならない。だが、もし裁判所がすべての事実および事情にもとづいて、証拠によつて示

されたことにより、あらゆる角度—物質的・肉体的・道徳的・感情的そして知性的ならびに宗教的一からみて、父の希望は子自身の利益に相反していると判断するならば、そのときは、父の希望は子の福祉に道をゆずらなければならぬというのである。

飲酒癖があり、それが原因で拘禁された過去を引きずり、しかも週に四ドルの子の扶養料も支払えないような父が、プロテスチントの養父のもとで養育されている六才位の子の監護を取り戻すことを認める」といふ、まさに子の最善の利益を侵害する結果をもたらすことにならう。

(一) D. L. R. 1934. p. 790.

ところで、これまでにみてきた事例はすべて、子の両親がクリスチヤンではあるが、カトリックとプロテスチントのいずれかを別々に信仰していて、子の宗教的な養育をめぐるこの点での対立にほかならなかつた。だが、ここでも全く新しい問題が登場することになった。いわゆる「エホバの証人」がこれである。創始者は、アメリカのペンシルベニア州産まれの小間物商人チャールズ・ラッセル（一八五二—一九一六）であった。若い頃は組合教会に属していたが、聖書の『永遠の刑罰』を恐れるあまり、独自の聖書解釈によって、「地獄はない」「永遠の刑罰はない」「イエスは神ではない」「聖霊は神ではない」「三位一体はまちがいで、エホバなる唯一の神があるのみ」とする神理を作り上げた。彼はこうした教理を中心に、一八七〇年の初め、ピツツバーグ市で現在の「エホバの証人」のもととなつた聖書研究グループを発足させた。彼の死後、会長職はジョセフ・ラザフォードが受け継ぎ、団体の

名称を、イザヤ書四三章十節にある「あなたがたは私の証人、一主の御告げ。—わたしが選んだわたしのしもべである」という個所からとり、「エホバの証人」と正式に定めた。⁽¹⁾ 「エホバの証人」の最も愚かな教理の誤りの一つに「輸血の禁止」のあることはあまねく知られている。だが、ここではこれ以上、教理の内容に立ち入ることはしない。ただ、カトリックおよびプロテスタントと区別すべき、いわばキリスト教を名のる異端の一ひとをされているルートをとくに指摘しておきたい。

(1) いののような事情については、クリスチャン新聞編「教会への挑戦——ドキヨメント異端」一五九頁—一六〇頁参照。

☆ Re Bennett infants (一九五〇) 事件⁽¹⁾

いの事件において、一九一六年に婚姻した夫婦には、十一人の子があつた。最年少の子は一九三八年二月に産まれた。夫婦はいずれもプロテスタントとして聖公会に属していく、子もその信条のもとに育てられていた。夫は一九四四年にカナダ陸軍に入隊し、海外に派遣されていたが、翌年二月に除隊した。だが、彼の留守中に家庭の事情が一変していた。年上の六人の子はすべて独立しており、五人の子が残っていた。そして、妻は「エホバの証人」を信じるにいたり、五人の子のうち、上の三人も強い味方となっていた。夫が家庭の中で宗教に関してもつていた権威は全く消滅してしまっている。十一才になつたばかりの年少の二人の子は、ときどいて、父と日曜学校に出席していたが、六ヶ月を経過する頃には、それを拒否するようになつた。かくして、夫は一九四八年に妻と子のもとを離れ、別居するにいたつた。一九五〇年十月末に、夫は五人の子の監護を請求する訴を遺言検認裁判所 (surrogate court) に提起した。裁判所は年少の三人の子の監護を父に

与えたので、母が控訴した。

裁判所はこれに対して、次のように判断している。すなわち、本件におけるあらゆる事情を考慮して、子は母から離れ、父のもとに移すことを許す命令を出すべきではない。記録によれば、子は母に強い愛情をもつており、母も同様である。子は父を尊敬し、良心の問題として父の権威を認めている。このような尊敬と承認は、しかしながら、彼等が母に対してもつてゐる愛情と比較すれば、計算された態度である。彼等を強制して母の許を離れ、父と生活をともにさせることとは、彼等に非慘な感情的影響を与えるか、さもなければ、母にそれを求め、母から愛情をもつてうける」とのできる忠告と助言を奪つてしまふ結果になるというのである。かくして、裁判所は父の請求を却けた。

ところで、一九五〇年の「未成年者法」(The Infants Act)によれば、第一条・一項に、「裁判所は、子の監護および一方の親の彼等との面接権について、子の福祉、親の行為、母および父の希望を考慮して、適切と判断する命令を出すことができる」とし、第二条・一項で、「裁判所によつて別の命令がなされるときは別とし、本条に従つて、子の父および母は共同の監護者であつて、子の監護・拘束および教育について、同等の権利を与えられる」とし、さらに第二四条では、「本法のどの規定も、彼の子供がそのもとで教育されるべき宗教的な信条に関する父の機会についての法律を変更することはない」旨を定めている。⁽²⁾

これを当面の事件についてみれば、一方で子の宗教的な養育について、プロテスタンントの父のもつ権威は認めるけれども、それにもまして、子と現実に生活をともにしている母の愛情の方が尊い存在とみられる。最年少の子も

やでに十一才に達していり、母との生活を切望してゐる。このよくな場合、たとえ母が「ヨハーベの証人」を信仰している、何の障碍にもならぬ。子が母と同じ宗教的な信条のもとで養育されることは、子の福祉にとって最善の利益と判断されたにちがいない。もしもの場合、裁判所が「ヨハーベの証人」を異端であると決めつけ、プロテスタンントの父に子の監護をゆだねるようなどとすれば、これこそまさに、中世ヨーロッパで行われたと同じ宗教裁判におか入るやのへんわねばならぬだ。

- (一) D. L. R. 3d. 1952. p. 699.
(二) D. L. R. 3d. 1952. pp. 702-703.

〔Benoit v. Benoit (一九七〇)〕事件^(一)この事件において、子の両親は別居するまで、いずれもカトリックであった。その後、父は「ヨハーベの証人」として知られる宗派に改宗した。三人の子—十一才、十一才、十才—の子の監護者を母として、父に直接権を認める命令が与えられた。父は子と直接するに際して、自分の宗教について子と話し合い、子を動搖させた。家庭裁判所 (family court) はやきの命令に、父は子と宗教またはそれに関連する事項を話し合ふことを禁止する旨を付け加えた。そりや、父の覆審請求 (trial de novo) に対して、郡裁判所 (county court) は次のように判断し、命令につけられた宗教についての制限を取り消した。すなわち、いかなる裁判所も、ある形式の宗教的教育や信条が真実の宗教であり、他のいかなるものも偽りであると決定したり、またはあるものが他のものより優つていいふと宣言する権利をもつとは思わない。すべての人々は、彼等自身の宗教的

信条を自由に選び、それを他の何人による干渉も受けないで、自由に実行することができるというのである。これに対して、母が控訴した。

裁判所は、次のように判断している。すなわち、この問題は宗教的な養育が控訴の主要な争点である。母は父の行動に強く反対し、子はカトリックの信条によってのみ養育をうけるべきであって、いくらか異なる考え方の宗教による二重の養育は子を困惑させ、妨害となると主張している。だが、そこには何も法律問題は含まれていない。したがって、宗教的な養育を制限する命令は破棄されるべきで、父には当初の面接権を回復させるべきだというのである。

父が子と面接する際に、自分の信じている「エホバの証人」の話をカトリックである子に聞かせることまでは、何人もこれを妨げることはできないし、それによって子が自由な意思で改宗することについても同様である。ただ、十才から十二才位までカトリックとしての養育をうけてきた子にとっては、まだ自分の判断で他の宗教を選択することができるとは思えないから、このような時にカトリックから「エホバの証人」に改宗を強制されるのは耐えがたいことであろう。このように考えるとき、当初の家庭裁判所のとった面接権についての制限的な処置はまちがつていよう。裁判所としてできることは、子との面接権を認めるに当つて、子の宗教的な信条に不当な干渉をし、子を困惑させるようなことのないよう、予め注告する位がせいぜいのところではあるまいか。

(八) McQuillan v. McQuillan and Salomaa (一九七五) 事件⁽¹⁾ における事件において、夫婦は一九七〇年四月に婚姻し、同年九月に子が産まれた。一九七一年五月に夫婦は別居し、約二才の子は母と暮らすことになった。一九七三年四月から四ヶ月間、母はエラー・カナダのスチューワードとして働いたが、九月にはそれを止め、人生の意味と幸せを発見できる精神的な哲理を探しはじめた。その頃、Hare krishna 運動の基本的な哲理である Bhagavad Gita の「神の歌」(The Song of God) をよみ、彼の哲理が彼女にとって最高のものであると信じるに至った。

一九七四年一月、母はヒューモントの Hare krishna 聖堂を訪れた。同年三月にはそこに移り住むことになった。Hare Krishna 運動の信者は、福音主義のシンギー教の一分派である。彼等は靈魂の再来 (incarnation) を信じる。アルコールまた他の酒、ギャンブル、新鮮な肉そして不法な性交は禁止される。信者は、本の販売（彼等の哲理と慣例を解説したもの）によって生計を立てる。母は聖堂に入つて以来、大部分の時間を宗教的行事に費している。日曜日に祖母が子をつれて聖堂にやってきて、宗教的行事をみており、母は祖母を入信させようとするが、失敗に終つた。そして、祖母が子の監護を請求した。

裁判所は、母の反対にもかかわらず、五才にも達しない子の監護を祖母にゆだねた。裁判所の判断は次のとおりである。すなわち、親が自分自身そして子のために選ぶ宗教的哲理を裁判所が指示する権利はない。彼または彼女の宗教的な信条を理由に祖母に監護を拒否する権利はいさまでない。とにかく、それによつて多数の人々が（キリスト教の大半ではないとしても）導かれていると告白する哲理にまちがいを発見することは困難である。

証拠によれば、彼女はその基本的な教えのいくつかを正確に理解していないけれども、Krishna 運動に真心かの信奉していると告白している。彼女は Krishna 運動を信奉しなかつたすべての人々を、せつからにも、悪魔(demons)へ決めつけてしまつた。それが Krishna の哲理でない」とがのちにわかつたが、彼女は感じやすい年頃の子に、余りにも早く、しかも強く Krishna の哲理を教えようと試みたが、それがまちがつてゐるのは明白だといふのである。

ハハでは祖母がカトリックなのか、プロテスタントなのか、または他の宗教の信者なのかは明らかでないが、子をつれて母のいる聖堂で Krishna 運動の行事をみると、これを子に信仰させるとが子の福祉にとってプラスになるとはとうてい思えなかつたにちがいない。母は、幼い子はもとより、祖母までも自分の信仰にひきずり込もうと企てた。このような彼女の態度を見て、祖母は、自分が子の監護の仕事をひき受けるべきだと決心したのであらう。母の反対を押し切つて、子の監護を請求したのももつともと思われる。それにしても、自分達の信じてゐる哲理を信じない人をすべて悪魔よばわりするような独善的な宗教団体でもその存在を認めなければならぬのであるうか。信仰の自由とも関連し、大きな疑問が提起されても不思議ではない。

(一) R. F. L. vol. 21. p. 324. (1975)

⑤ Pentland v. Pentland and Rombough (一九七八) 事件⁽¹⁾ ハの事件において、夫婦が一九六九年一月の判決によつて離婚し、一九六一年四月生れの子の監護が母に与えられた。その後、一九七一年に母は現在の夫と婚

姻したが、夫は「エホバの証人」の信者であり、彼女もまたその信条に共鳴して入信した。ところで、子が十七才のとき、一九七八年四月十八日に自動車事故により、頭、心臓その他の個所に傷をうけ、ビクトリア病院に入院し、手当をうけたが、血球数測定の結果、異状に悪化していることが判明し、輸血が必要である旨が勧告された。監護者である親、子自身、子の義父は輸血を拒否した。子の父および祖母は輸血に同意し、父は監護判決の変更を求めた。そして、子の監護は祖母に与えられた。

この事件では、「エホバの証人」の最も愚かな教理の一つである「輸血の禁止」が現実の問題としてあらわれば、されることになった。ところで、一九七八年の「児童福祉法」(The Child Welfare Act) の十九条・一項(a)によると、児童とは十六才未満の子を意味している。⁽²⁾ 当面の事件では、子は十七才に達してしまった。十六才未満であれば、監護者である母が同意しない限り、子に輸血を行うことができない。十七才であれば、もはや十九条・一項(b)にいう「保護を必要とする児童」ではなく、⁽³⁾ 同意という要件は不要となる。しかし、事件の被害者である子自身が輸血を拒否する限り、その生命を助ける道が閉ざしてしまう。だが、この場合、子自身に「エホバの証人」についての確固たる信仰があり、それをあくまでも貫くならば別であるが、母および養父のいままに、輸血を拒否する意味およびその結果を理解できないままに、拒否しているのが現実とすれば、子の生命を助けること自体の性務といふことになろう。

ここで裁判所は、次のように判断している。すなわち、すべての子は、人間的な見地から可能である限り、生きる権利、生命を継続する権利をもっている。すべての子は、彼の社会において利用できる最善の医学的な看護をう

ける基本的な権利をもつてゐる。かかる医学的看護が親または監護者によつて故意に放棄される限りにおいて、子は無視されており、放置された子にはかならない。このような事情のもとににおいて、子の監護を親または監護者からひしり上げ、子の基本的な権利とされるものを子に否定しない人に子の監護をゆだねる義務がある。裁判所は、つねに子の友人として、また保護者としての役目を留保している。これは十七才になつたばかりの若者であり、この範囲に含まれる。法律の条件をこの事件に準用して、問題となつてゐるときに、子は保護を必要としており、彼の肉体的条件が悪化しそうである限り、この点に変りはない。裁判所は以上のように判断した上で、子の監護を祖母にゆだねていふ。

つまり、裁判所は、子の監護を母から祖母に変更するならば、改めて祖母の説得をうけ入れ、子が喜んで輸血をうける事態を迎えることができるとの判断したのである。裁判所が直接にエホバの証人の哲理が愚かでまちがつたものであると公言するとはやがたいが、ここには、子にとっての最善の利益が何であるかの考慮が大きく働いており、人の生命は何物にもかえがたしといふを認めたものといえよう。

- (一) R. F. L. 2d. vol. 5. p. 65. (1978)
- (二) D. M. Steinberg, Family Law in the Family courts. vol 1. p. 522. (1981)
- (三) D. M. Steinbergs op. cit. p. 523. (1981)

(+) Wingrove v. Wingrove (一九八四) 事件^(一)この事件において、夫婦は一九六七年に婚姻したが、一九八

一年に別居した。その間、一九七一年、一九七七年に子が産まれた。別居後は、子は母の元で養育されている。裁判所の命令で父は子の扶養料を支払っている。一九八二年の春、妻はある男と交際をはじめたが、その男は妻に Subud として知られる国際的な団体または特定の宗派としての性格のない団体を紹介した。この団体はインドネシアにはじまり、カナダ、アメリカを含めて世界の多くの国々に広がったものといわれる。妻は一九八三年の春にその一員となつた。夫は「」のような妻の宗教活動に警戒し、一九八〇年の「児童法修正法」(The Children's Law Reform Act) のあとで、子の監護と扶養を請求した。妻は、反訴で子の監護を固持した。

裁判所はこれに対して、次のように判断している。すなわち、妻（母）の宗教的な活動が子に不安定な感覚を作り出すとき、それは裁判所が考慮すべき要因の一つである。妻はある男の影響のもとにあり、それが子にとってどのような効果を及ぼすかを考えていな。したがつて、監護が夫に与えられるのが子にとっての最善の利益 (The best interest of the child) だと言つわけである。

ところでは、子を監護している母が Subud と称される宗教団体に入信して活動し、それが十二才と七才の子にどのような影響を及ぼすかを全く考えていない事情のもとで、母に子の監護をゆだねておく」とが子にとって最善の利益をもたらすものではないと裁判所が判断したことはまちがいない。なお、Subud という団体はインドネシアにはじまつたといのみで、その実質的な教義の内容を知ることができないので、なんとも判断できないが、「日本での証人」のように教義の内容がはつきりわかれば、対応の仕方も自ら変つてくると思われる。

(一) R. F. L. 2d, vol. 40, p. 428. (1984)

四 結 び

両親が同じ宗教・宗派の信者として、子にも自分達と同じ宗教的な雰囲気の中で監護・養育していくとき、子にとって何の障碍も生じない。だが、父母が別々の宗教を信じ、各自がそれぞれ子に対して、自分の信じる宗教を強制するということになると、もともと宗教についてまだ充分に判断できない五、六才から十才前後の子は、父母のどちらにつけばよいのか、困った立場におかれることになる。このような事態が生じ、現実に子の監護をめぐる裁判上の争いとなるとき、裁判所としてはどのように判断すればよいのであるうか。本稿でとり上げた事例によつてもわかるように、監護者となる親の側の事情はもとよりであるが、それにもまして、監護される子の福祉および幸福のためにいかなることを考慮しなければならないか。これが重要な問題として提起される。裁判所が、具体的妥当性のある判断ができるようにするためには、予め、より適切・詳細なガイド・ラインを設けておき、具体的な事例が生じたときは、子の福祉および幸福を確保するため、それをいわば問題解決のための指針として用いるという方法が、一番賢明ではないかと考えられる。

)(1)のような次第で、オンタリオ州では一九八〇年の「児童法修正法」(The Children's Law Reform Act)の第三節「監護・面接および保護」の第十九条に、「本節の目的は、①子の監護、監護に付随する事項、子との面接および保護に関する裁判所への請求は、子の最善の利益(best interest)を基礎にして決定される……」)とを保障するにある」と規定した。それに第二四条・二項では、「子の最善の利益=子の監護または子との面接に関する本

節の規定のもとで行われる請求のために、子の最善の利益を決定するに当り、裁判所は、子のすべての要求と事情を考慮するものとする⁽²⁾と定め、以下に詳細なガイド・ラインを設けているのが注目される。

ガイド・ラインの内容をみれば、次のとおりである。

- (a) 子と①子の監護または子との面接について権利をもっている人またはそれを請求している人、②子と同居している子の家族の他の人々、③子の世話、および養育に関与する人々、との間の愛情 (Love)、感情 (affection) および情緒的な結びつき
 - (b) 子の意見と選択——かかる意見および選択が合理的に確認されるとき
 - (c) 子が安定した家庭環境の中で生活してきた期間
 - (d) 子の監護のため、子にガイダンスと教育を準備し、子の生活必需品および何か特別に必要なものを準備する各人の能力と積極性
 - (e) 子の世話および養育のために提案された何らかの計画
 - (f) 子がそこで生活するものと提案された家族の永続性および安定性、さらに
 - (g) 子および申請当事者である各人の間の血縁関係または養子命令 (adoption order) を通しての関係
- 第二四条・二項に列挙されたガイド・ラインは右のとおりであるが、ここで列挙されたものにつきるわけではなからう。裁判所はこれら以外のすべての要求や情況をも含めて考慮する必要のあることはいうまでもない。」のようにして、本稿でとり上げた子の監護と宗教のかかわり合いも、結局は、子にとって最善の利益をはかるためにどうにかして、カナダにおける子の監護と宗教

ハナゼヨシのふじへ高次元の問題の廿に纏合せられました。

- (1) D. M. Ford. Ontario Annotated Family Law Service. p. 423. (1984)
(2) D. M. Ford, op. cit. p. 423-5. (1984)